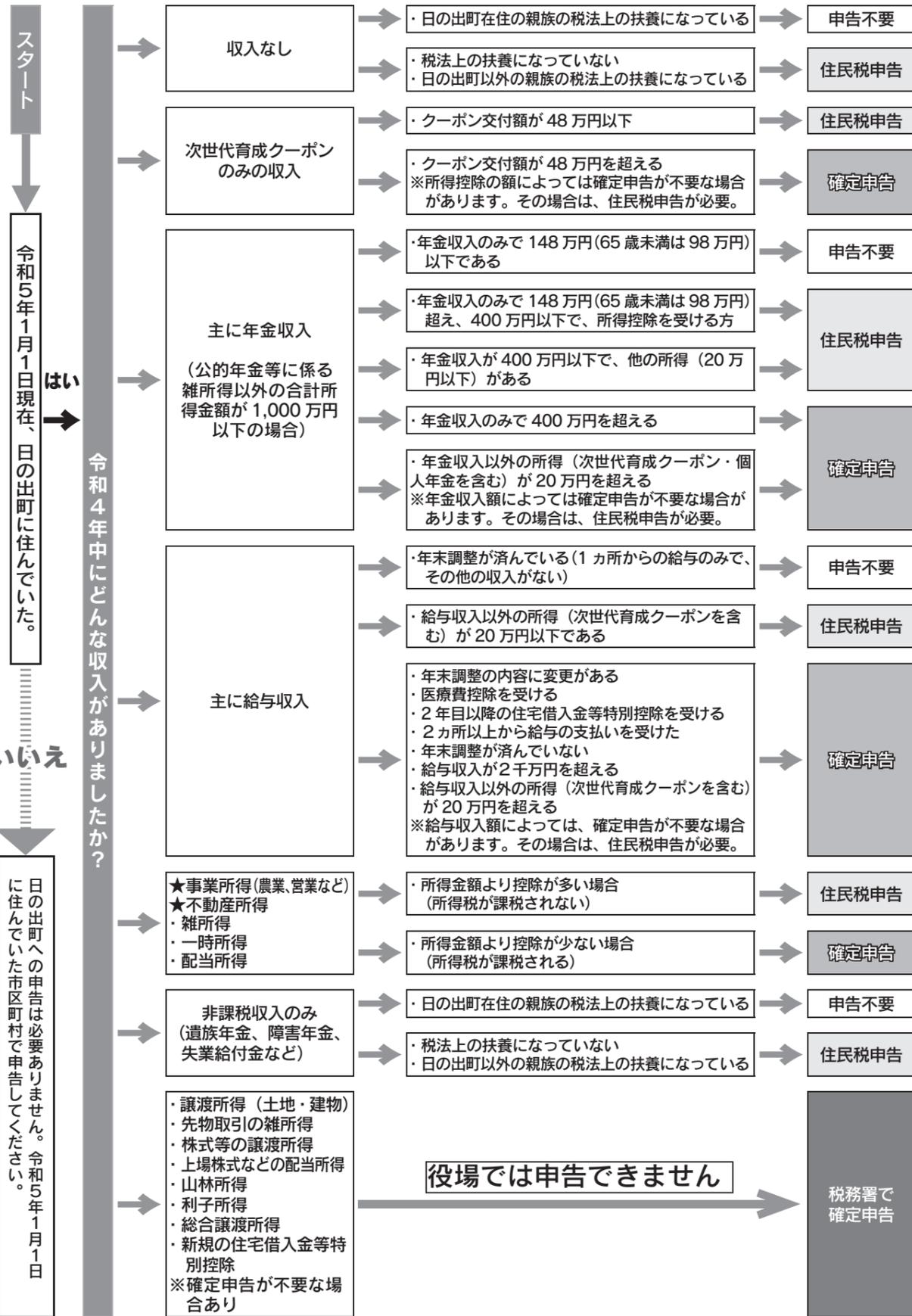


申告が必要かどうかを、 フローチャートで確認しましょう!



- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は令和4年12月31日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。



★については役場での申告相談は不可。青梅税務署へご相談ください。

住民税(町・都民税)申告・確定申告に関するお知らせ

① 町・都民税の申告

町・都民税の申告用紙は1月30日(月)発送

令和5年1月1日現在、町内にお住まいの方が、前年中の所得を申告していただくものです。
用紙が届いた方 必要事項を記入のうえ提出してください。収入がなかった場合は、申告用紙裏面の「収入のなかった方へ」の欄へ該当する事項を記入して申告してください。
用紙が届かなかった方 役場税務課窓口にて用意してありますのでご利用ください。

※申告用紙は郵送でも受け付けます。該当事項を記入し必要書類を添付して、税務課住民税係まで郵送してください。

期間 2月1日(水)～3月15日(水)(土・日・祝日を除く) 場所 税務課窓口

申告が必要な方

▼次ページフローチャートで申告の要否を確認してください

- ・給与所得のみ(退職者含む)で勤務先から給与支払報告書が送付されない方
 - ・その他の所得(次世代育成クーポン等)があり、確定申告の必要のない方
 - ・収入が無くどなたの扶養にもなっていない方、他市町村に住んでいる方の扶養親族になっている方
 - ・年金収入が400万円以下で控除の追加のある方/遺族年金、障害年金などの非課税年金のみの方
- ※国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者は収入が無かった場合でも必ず申告してください。

② 確定申告(所得税の申告)

	申告会場	申告会場		
		① 青梅税務署	役場3階第1・2会議室 ② 青梅税務署主催 税理士会による無料出張相談	役場1階町民談話室 ③ 町職員による申告相談
受付期間 (土・日・祝日を除く)	2月1日(水)～3月15日(水) 午前8時30分～午後4時 ※土日、祝日除く	2月9日(木) ・午前9時～12時 ・午後1時～4時	2月16日(木)～3月15日(水) ・午前8時45分～11時45分 ・午後1時30分～3時30分 ※土日、祝日除く、最終日は午前のみ	※電話による予約制
申告内容	年金・給与所得	○	○	○
	営業・農業などの事業所得(白色・青色)	○	○	× 役場では受付できません。青梅税務署で相談してください。
	不動産所得(白色・青色)	○	○	× 役場では受付できません。青梅税務署で相談してください。
	医療費控除(セルフメディケーション税制含む)	○	○	○ ※医療費控除明細書作成済みの場合のみ
住宅借入金等特別控除	○	○	×	
損失申告、譲渡所得(土地・建物・株式等)、過半数、消費税、相続税、贈与税の申告など	○	○	×	役場では受付できません。青梅税務署で相談してください。
作成済み確定申告の提出	○	×	○(上記期間内のみ)	

確定申告の管轄は税務署です▶役場での町職員による申告相談(上表③)はあくまで臨時の窓口です。受付できる件数に限りがあります。高齢の方や体の不自由な方の相談が優先となるようなるべくe-Taxや青梅税務署(特に還付は1月中の申告がお勧めです)をご利用ください。

町職員による確定申告相談のお知らせ

▶確定申告相談予約専用番号 ☎042(588)5835

予約受付開始日 2月1日(水)から(土日、祝日を除く)

予約受付時間 午前9時～12時、午後1時～4時(土日、祝日を除く)

- ・予約開始日直後は、電話が大変込み合います。余裕をもってお電話ください。
 - ・予約専用番号以外での電話予約は受け付けておりません。
 - ・希望日と時間帯を予約してください。1人当り30分(2人分まで)とさせていただきます。
 - ・予約状況により希望する日時での予約ができない場合があります。
- ※来庁の際は、マスクを着用し、庁舎正面玄関で手の消毒とサーモカメラによる検温を行ってください。37.5度以上の発熱が認められた場合は、入場をお断りさせていただきます。

町職員による確定申告の内容が一部変わります

営業・農業などの事業所得(白色・青色)及び、不動産所得(白色・青色)については、役場で受付できません。青梅税務署へご相談ください。

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)です。申込の記載がない場合は直接会場へ。費用の記載が無い場合は無料です。